

自然災害包括保険(Nat*CatProtect*) 商品説明資料

スイス損害保険会社, 2021, Corso Japan



目次

はじめに	商品基本コンセプト	03 page
	6つの特長	04 page
	3つの基本補償と「特則」による補償拡大	05 page
6つの特長	特長① 自然災害に特化した補償、補償危険は任意に選択可	07 page
	特長② 財物、利益、災害費用は 単独でも任意の組み合わせでも選択可	08 page
	特長③: 保険の対象に物的損害がない場合でも、自然災害により生じた喪失利益を補償可	09 page
	特長④: 災害に関わる諸費用を包括的に補償	10 page
	特長⑤: 自然災害の規模・大きさ に応じて支払限度額・免責額等を設定可	14 page
	特長③～⑤補足 自然災害強度について	15 page
	特長⑥: 新たな「全損」認定等の方法を導入することで より迅速な保険金支払い可	17 page
保険金支払額 および 保険金をお支払いしない 主な場合	損害保険金の支払額	21 page
	利益保険金の支払額	22 page
	災害費用保険金の支払額	23 page
	保険金をお支払いしない主な場合ー共通	24 page
	損害保険金をお支払いしない主な場合	25 page
	利益保険金・災害費用保険金をお支払いしない主な場合	26 page
Q&A	よくいただくご質問	28 page

自然災害包括保険
(Nat*CatProtect*)

商品基本コンセプト



自然災害
による
広域災害
への対応

自然災害
リスクに
特化

貴社の
災害対策
を考慮した
補償設計

自然災害包括保険(Nat*CatProtect*) 6つの特長

1 自然災害に特化した補償、補償危険は任意に選択可

2 財物、利益、災害費用は単独でも任意の組み合わせでも選択可

3 保険の対象に物的損害がない場合でも、
自然災害により生じた喪失利益を補償可

4 災害に関わる諸費用を包括的に補償

5 自然災害の規模・大きさ*に応じて限度額・免責額等を設定可

*本商品では自然災害の規模・大きさを表す指標として「震度、風速などの自然災害の強さ」や「一定規模以上(最大風速0m/s以上)の台風が予め定めたエリア内を通過すること」といった基準を用います。この自然災害の規模・大きさを「自然災害強度」といいます。

6 新たな「全損」認定等の方法を導入することで
より迅速な保険金支払い可

3つの基本補償と「特則」による補償拡大

補償危険により保険の対象に生じた損害（「保険事故」）に対して保険金が支払われます。

例）建物等、設備什器等の再建、補修費用

保険事故または敷地外ユーティリティに生じた損害により

営業が休止または阻害された場合に生じた喪失利益に対して保険金が支払われます

例）営業利益、経常費用

特則*1適用による読み替え

→ 保険の対象に物損がない場合に生じた喪失利益を補償拡大

補償危険により

損害
保険金
(Property
Damage)

災害費用
保険金
(Disaster
Expense)

利益保険金
(Loss on
Profit)

保険事故または敷地外ユーティリティに生じた損害により

生じた災害費用に対して保険金が支払われます

特則*2適用による読み替え

→ 保険の対象に物損がない場合に生じた災害費用を補償拡大

補償危険により

例）

- ・ 代替施設への移設・移動
- ・ 残存物の取り片付け・清掃・消毒
- ・ 重機・緊急車両の緊急手配緊急の液状化対策
- ・ 応援復旧要員の移動・宿泊
- ・ 損害調査
- ・ 代替倉庫の利用
- ・ サプライチェーン対応など

*1 詳細は、本資料9頁および自然災害包括保険 普通保険約款第2条「利益保険金の補償範囲拡大に関する特約」を参照

*2 詳細は、10-13頁および同普通保険約款第3条「災害費用保険金の補償範囲拡大に関する特約」を参照

自然災害包括保険 (Nat*CatProtect*) 6つの特長

特長① 自然災害に特化した補償、補償危険は任意に選択可

【説明】

- 本商品では自然災害に特化して補償を提供(従来の火災保険商品は火災や爆発などの補償が必須)
- 本商品で対象とする自然事象の種類は次のとおり
 - ① 地震
 - ② 噴火
 - ③ 津波
 - ④ 台風・旋風・竜巻・暴風
 - ⑤ 雹
 - ⑥ 雪
 - ⑦ 洪水(外水氾濫)、内水氾濫または融雪洪水
 - ⑧ 台風、暴風雨または豪雨等による土砂崩れ
 - ⑨ 高潮
 - ⑩ ①から⑨以外の証券記載の自然事象

【ポイント】

- 補償危険は任意に組合せが可能です。例えば、「①地震」と「⑦洪水(外水氾濫)、内水氾濫または融雪洪水」。
- 複数の自然事象に対して一括で限度額および免責金額を設定することが可能です。
 (例)「④台風・旋風・竜巻・暴風」と「⑦洪水(外水氾濫)、内水氾濫または融雪洪水」を補償する場合に、
 一括で、限度額10億円(一事故)、免責金額1億円(一事故)を設定可能です。
- ①から⑩の中から不要な補償危険がある場合には、その補償危険を補償しない旨を規定した特約を付帯します。

特長② 財物、利益、災害費用は 単独でも任意の組み合わせでも選択可

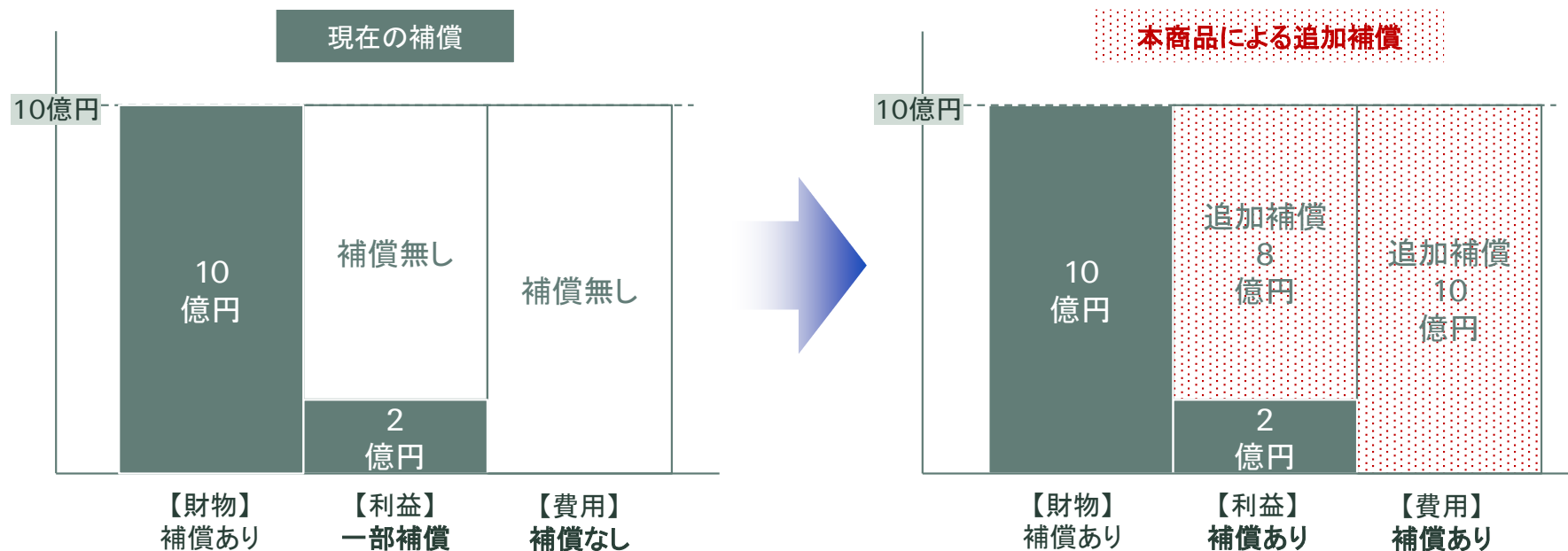
【説明】

- 財物補償、利益補償、費用補償はそれぞれ単独での加入が可能（例えば、財物補償のみ）
- また、任意に組合せる形でも加入が可能（例えば、利益補償と災害費用補償）

【ポイント】

- 現在の補償で不足している部分のみ補償を追加付帯することが可能

（補償例）



特長③: 保険の対象に物的損害がない場合でも、自然災害により生じた喪失利益を補償可

【説明】

- 「利益補償の拡大に関する特則（以下「利益特則」）」を適用する場合、保険の対象に物的損害が生じていない場合でも自然事象の発生と営業活動の休止または阻害に直接の因果関係が認められる場合には利益補償の対象となる

自然災害包括保険 普通保険約款第2条（利益保険金を支払う場合）概要

保険の対象または敷地外ユーティリティ設備に物的損害が生じた場合に、それにより発生した喪失利益を補償

【特則を適用する場合】 敷地外ユーティリティの機能不全、交通インフラの寸断、サプライヤーの物資供給不能など、保険の対象に物的損害が生じていない場合でも、一定以上の大きさの自然災害強度の観測を条件として喪失利益を補償

- 予め定めた場所で一定以上の自然災害強度を観測することが利益特則の適用条件

【ポイント】

- 「一定以上の自然災害強度」の閾値は、原則※、法令、業界団体や自治体における指針、建築物や設備機器の設計または規格等の客観的基準において定められた安全基準等よりも大きい値とします。
※ 企業が自らのリスク実態の特殊性を踏まえ合理的に設定する安全基準等も当社が認めた場合に限り使用可能です。
- 特則を適用する場合には、原則、以下の(1)または(2)の『』内の自然事象はセットで補償危険とします。
 - (1) 『①地震、②噴火、③津波』、(2) 『④台風、旋風、竜巻または暴風、⑦洪水（外水氾濫）、内水氾濫または融雪洪水、⑧台風、暴風雨または豪雨等による土砂崩れ、⑨ 高潮』
- 次に該当する事由により生じた喪失利益に対しては、利益保険金を支払いません。
「被保険者の営業活動の全部または一部の継続が可能であるにも関わらず、被保険者または第三者の判断により、継続が可能な営業活動の全部または一部が休止されたと当会社が判断した場合において、その休止により生じた喪失利益」

特長④: 災害に関わる諸費用を包括的に補償 災害費用保険金 3つのポイント

ポイント



災害発生から12カ月間補償します。

従来の費用補償は、復旧期間の定義を「事故が発生した時に始まり、損害を受けた保険の対象が復旧された時まで。最大12カ月間。」としています。一方、災害費用では保険の対象の復旧期間を支払要件とせず、補償期間を災害発生から「12カ月間」と定めています。
これにより、大規模地震発生後に生じる諸費用を、保険の対象の物的復旧によらず幅広く補償します。

ポイント
(条件付適用)



災害発生直後にすみやかな保険金のお支払い(仮払い)が可能です。

自然災害強度を支払限度額の設定に使用することを条件として、予め定めた規模の自然災害が発生した場合には、その規模を確認でき次第、災害発生後に契約者が想定する災害費用の額を上限として、契約者の申告に基づき災害費用保険金をお支払い(仮払い)します。

ポイント
(特則適用時)



貴社施設に物損がない場合に生じた費用も補償します。

従来の費用補償では、保険の対象である貴社資産等が災害により物的損害を受けていない場合には、仮に災害により諸費用が生じていても補償されませんでした。
例えば、敷地外の他人資産の撤去費用、損害調査費用、一時的に被災地域外に臨時拠点を設ける場合などがそうした費用に該当します。広域被害をもたらす自然災害の特徴を踏まえ、一定規模の自然災害が発生した場合には、貴社施設に物的損害がない場合でも、災害後の営業活動の継続に必要な諸費用を補償します。

特長④: 災害に関わる諸費用を包括的に補償 災害費用保険金の概要

災害費用とは	- 営業活動^{*1}の休止または阻害を防止または軽減するために、復旧期間^{*2}内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常支出を要する費用を超える部分 以下は災害費用に含みません。 1. 自然災害の有無にかかわらず、営業活動を継続するために支出を要する費用 2. 財物補償、利益補償において支払うべき費用 3. 損害賠償に要する費用、傷害に関する費用 ^{*1} 「営業活動」 企業が経済活動を通じて得る営業収益の主たる発生源となる企業活動。営業収益の発生源をいい、営業外収益の発生源となる営業活動に付随する金融活動や特別利益の発生源となるその他の臨時的な活動を除く。 ^{*2} 復旧期間は保険事故発生から12カ月間。
災害費用保険金の支払条件	保険の対象または敷地外ユーティリティ設備の物的損害により生じた災害費用に対して保険金支払い
保険金額	契約者が想定する災害費用の合計額
支払限度額	保険金額を上限として支払限度額を設定
免責金額	任意で免責金額を設定可
災害費用保険金の仮払・確定精算方式	- 自然災害強度を支払限度額の設定に使用する場合は仮払・確定精算方式(保険金返還の場合もあり)を選択可 ➤ 仮払金の金額は、支払限度額を上限に契約者の申告に基づき申請可 ➤ 仮払金の確定精算は、復旧期間終了後速やかに実施

特長④: 災害に関わる諸費用を包括的に補償 「災害費用補償の拡大に関する特則」の概要

【説明】

- 「災害費用補償の拡大に関する特則(以下「災害費用特則」)」を適用する場合、保険の対象または敷地外ユーティリティ設備に物的損害が生じていない場合でも、自然事象の発生と災害費用に直接の因果関係が認められる場合には災害費用補償の対象となる
- 災害費用特則の適用条件: 予め定めた場所で一定以上の自然災害強度を観測すること

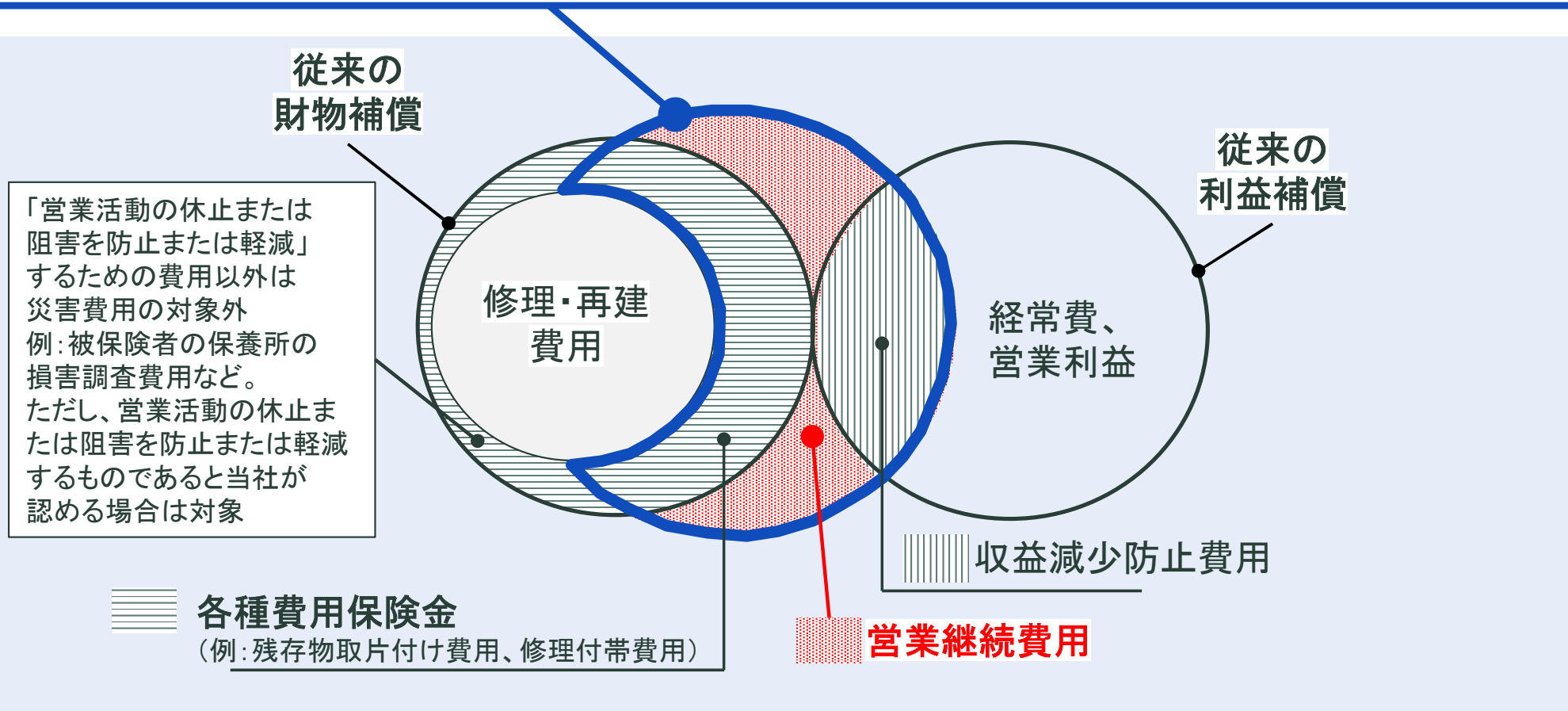
【ポイント】

- 「一定以上の自然災害強度」の閾値は、原則*、法令、業界団体や自治体における指針、建築物や設備機器の設計または規格等の客観的基準において定められた安全基準等よりも大きい値とします。
*企業が自らのリスク実態の特殊性を踏まえ合理的に設定する安全基準等も当社が認めた場合に限り使用可能です。
- 災害費用特則を適用する場合には、原則、以下の(1)または(2)の『』内の自然事象はセットで補償危険とします。
 - (1)『①地震、②噴火、③津波』、(2)『④台風、旋風、竜巻または暴風、⑦洪水(外水氾濫)、内水氾濫または融雪洪水、⑧台風、暴風雨または豪雨等による土砂崩れ、⑨ 高潮』
- 次に該当する事由により生じた災害費用に対しては、災害費用保険金を支払いません。
「被保険者の営業活動の継続が可能であるにも関わらず、被保険者または第三者の判断により、継続が可能である営業活動が休止または阻害されたと当会社が判断した場合」

特長④: 災害に関わる諸費用を包括的に補償 災害費用保険金と営業継続費用保険金

【災害費用】営業活動*の休止または阻害を防止または軽減するために、
復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常支出を要する費用を超える部分
(下図青太線で囲まれた部分)

*営業継続費用のように「営業収益の減少」の有無を問わないことで、損害査定を簡素化・明確化
対象とする自然災害により生じた費用を包括的に補償



特長⑤: 自然災害の規模・大きさ に応じて支払限度額・免責額等を設定可

【説明】

- 貴社がリスクマネジメントにおいて想定する自然災害(自然災害シナリオ)の大きさに応じて限度額や免責条件を設定可 > より効率的・効果的な保険設計の選択肢を提示

【ポイント】

- 自然災害シナリオが複数ある場合には、それぞれの自然災害の大きさを「自然災害強度」として設定します(以下3参照)。
- 契約時に、自然災害強度が貴社のリスクマネジメントにおいて想定する自然災害シナリオに基づき設定されていることを、以下①または②のいずれかの観点から確認します。
 - 法令、業界団体や自治体における指針、建築物や設備機器の設計または規格等の客観的基準に基づき策定されたもの
 - 企業が自らのリスク実態の特殊性・個別性を踏まえ合理的に策定したもののうち当社が認めたもの
- 自然災害強度、限度額・免責条件に関する事例は以下のとおりです。

自然災害強度		支払限度額*1
① 気象庁震度階級	震度7	10億円
	震度6強	5億円
	震度6強未満	支払無し(免責*2)
② 事業拠点を含む円(例:半径50km)の内側を台風中心が通過すること、かつ、その円内を通過している期間中の台風の最大風速	54 m/s以上	3億円
	44 m/s 以上 54 m/s未満	1.5億円
	44 m/s未満	支払無し(免責*2)

*1 支払限度額: 貴社が自然災害の大きさと被害額の多寡に一定の相関関係を想定している場合、それに応じて限度額を設計

*2 免責: 貴社が例えば震度6弱までの揺れに耐えるための耐震対策を実施済みの場合、それに応じて免責条件を設定

建築物の耐震基準や事業継続にかかる各種施策
および
貴社が想定する自然災害の大きさと被害額の関係



貴社の財務リスクの保有
または保険化戦略の検討

特長③～⑤補足 自然災害強度について

【説明】

- ・ 特長③～⑤において使用可能な自然災害強度の例は下表のとおり。
- ・ 貴社が下表の自然災害強度以外の使用を希望する場合は次頁条件を充足する必要あり。

自然事象	自然災害強度	自然災害強度の観測場所 または観測対象	観測指標を公表 する機関等	公開情報
① 地震、 ② 噴火 ^{*1} ③ 津波 ^{*1}	震度	事業拠点最寄りの 震度観測点	気象庁	気象庁HP 各種データ・資料
④ 台風、旋風、竜巻または暴風 ^{*2}	風速	事業拠点最寄りの風速計または 事業拠点を含む周辺地域を通過 する台風 ^{*2}	気象庁	気象庁HP 台風位置表等

^{*1} 「② 噴火」、「③ 津波」については、「① 地震」とセットで補償する場合に限り、「震度」を自然災害強度として使用可能です。

^{*2} 貴社が想定している台風シナリオ^{*3}に対応する形で、「④ 台風、旋風、竜巻または暴風」に加えて、
 台風に伴い発生しうる「⑦ 洪水（外水氾濫）、内水氾濫または融雪洪水」、「⑧ 台風、暴風雨または豪雨等による土砂崩れ」および
 「⑨ 高潮」をセットで補償する場合（⑦、⑧、⑨は選択したもの）には、以下の自然災害強度を使用可能です。

自然災害強度： 事業拠点を含む円（例：半径50km）の内側を台風中心が通過すること、かつその円内を通過している期間中の台風の最大風速（m/s）が予め定めた値（例：令和元年台風19号が上陸した際の最大風速40m/s）よりも大きくなること

^{*3} 例えば、貴社が自治体のハザードマップ等で把握する次のようなシナリオ： 猛烈な台風（最大風速54m/s以上）の台風中心が貴社の拠点A、BおよびC周辺を通過することに伴い、拠点Aは高潮により浸水、拠点Bは洪水により浸水、拠点Cは土砂崩れにより被災。
 加えて、周辺地域の交通インフラ、電力インフラも暴風によりその機能を停止。

特長③～⑤補足 自然災害強度について

【ポイント】

- ・ 自然災害強度およびその観測指標を使用する条件
 「特長③ 利益補償の拡大に関する特則」、
 「特長④ 災害に関わる諸費用を包括的に補償する」、
 「特長⑤ 自然災害の規模・大きさに応じた免責・限度額の設定」
 に自然災害強度を使用する場合には、以下の1から3を全て満たす必要があります。

- 1 貴社がリスクマネジメントの策定、実行において、
当該自然災害強度およびその観測指標等を使用すること*
(契約内容および保険金支払いに関する貴社との認識の齟齬を防ぐことが目的)
- 2 1の自然災害強度についてリスク分析を行うための手法およびデータを当社が保持していること
- 3 当該自然災害強度に関する観測および確認手法が確立していること

*契約時に、自然災害強度が貴社のリスクマネジメントにおいて想定する自然災害シナリオに基づき設定されていることを、以下①または②のいずれかの観点から確認します。

- ① 法令、業界団体や自治体における指針、建築物や設備機器の設計または規格等の客観的基準に基づき策定されたもの
- ② 企業が自らのリスク実態の特殊性・個別性を踏まえ合理的に策定したもののうち当社が認めたもの

特長⑥: 新たな「全損」認定等の方法を導入することで より迅速な保険金支払い可

【説明】

- ・ 広域災害に対応するための効果的な損害査定方法として、状況に応じて財務諸表等により公表された「災害による特別損失」の額を用いて「全損」認定を行い、損害査定の効率化を図る。なお、明確化のため、この方法を活用する旨を証券に明示した場合に限り、損害査定時にこの方法の活用が可能となる。

【ポイント】

「災害による特別損失」の活用による全損認定

- ・ 広域災害時において財物の修理、再築見積りに大幅な遅れがあるような場合で、企業会計における特別損失において災害損失を計上する企業の場合には、当該災害損失の評価結果を最大限活用し支払保険金の査定基礎資料とすることで災害発生後の貴社事務負担を軽減。
 - この方法にて確認した金額が、証券記載の支払限度額を超える場合には、その項目と内容を精査した上で保険金支払いを行います。
 - なお、この方法にて確認した金額が、証券記載の支払限度額未満の場合は通常の損害査定を行います。

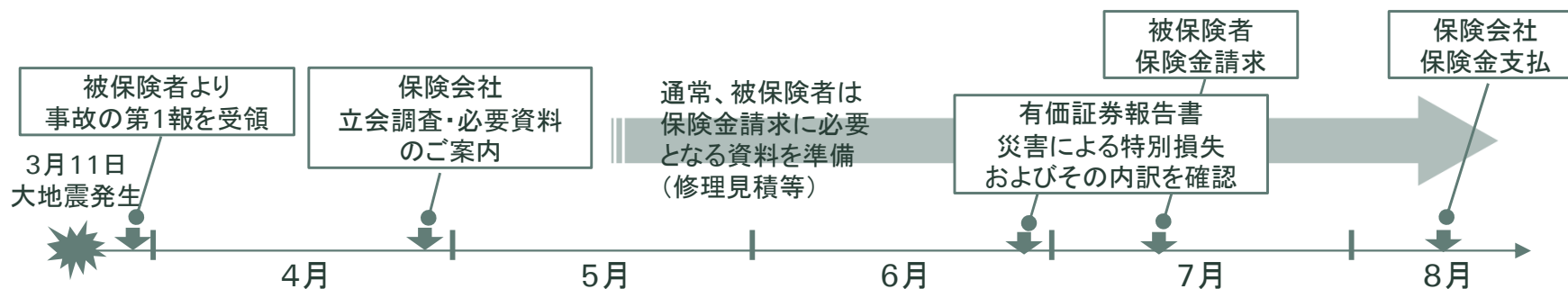
特長⑥補足 「災害による特別損失」の活用例

【説明】

- 損害査定業務において「災害による特別損失」を活用する事例は以下のとおり。
 貴社における保険金請求手続きの簡素化をはかるべく、四半期決算報告書または有価証券報告書等における「災害による特別損失」が、通常の損害査定結果よりも早期に確認できる場合に活用。
 なお、この方法により確認した損失が支払限度額を超えていない場合には通常の損害査定を行う
 （全損認定にのみ用いる）。

【ポイント - 活用例】

- 対象拠点が地震により被災した場合に損害および経済的損失を確認するプロセス



- 有価証券報告書により「災害による特別損失」の内訳を確認

✓ 例: 災害による特別損失額: 10億円

＜内訳＞

棚卸資産評価損・修理費用 6億円
 設備等の修繕費用 2億円
 その他 2億円

財物補償の限度額(1事故)が5億円、免責金額(1事故)が1億円の場合、
 貴社からの5億円の保険金請求を承認

特長⑥補足 「災害による特別損失」と保険契約における損失の比較

保険契約	「災害による特別損失(以下「災害特損」)」		本保険契約との比較
	該当費目*1	保険契約との比較に関連する事項*2	
財物補償	固定資産(建物等の有形固定資産、ソフトウェア等の無形固定資産、投資不動産等)や棚卸資産(商品等)の滅失損失	- 固定資産や棚卸資産の滅失損失は災害直前の簿価を基準に評価損 - 固定資産が一部損の場合、損壊部分の簿価の評価損を、例えば購入時の見積明細を確認する等、合理的な方法で見積もる - 決算日時点で棚卸資産の滅失状況が不明の場合、合理的見積りに基づき簿価の評価減を行う	- 本保険契約は再調達価額での保険金支払い。災害特損は簿価基準であるため、当該費目に関して通常は<u>保険契約の損害額の方が災害特損よりも大きくなる。</u> - 災害特損は修理・再建見積りを必要としないこと、決算日時点で簿価を評価する必要があること(評価の合理性は社外公認会計士により確認)から、<u>保険上の損害査定結果に先だって確認可能な場合がある。</u>
	災害資産の原状回復に要する費用、価値の減少を防止するための費用等(以下「災害資産の原状回復費用等」という。)	- 原状回復を超えて帳簿上の価値を増加させる支出は資本的支出、それ以外は修繕費として処理。ただし、被災資産につき評価損を行った場合を除く(法人税基本通達7-8-6)。 - 決算日後に修繕の実施が予定されているものについても該当する企業会計原則注解(注18)の要件を満たすことを条件に災害特損に計上	- 本保険契約は再調達価額での保険金支払い。災害特損は簿価基準であるため、当該費目に関して基本的には<u>保険契約の損害額の方が災害特損よりも大きくなる。</u> - 未発生 of 修繕費についても企業会計原則注解(注18)に定める「発生の可能性が高いこと」、「金額を合理的に見積もることができること」等を満たす場合には災害特損として処理可。この場合、<u>保険上の損害査定結果に先だって確認可能な場合がある。</u>
利益補償	災害による操業・営業休止期間中の固定費	決算日までに発生した<u>固定費のみ</u>が対象	- 本保険契約では、営業利益および経常費(固定費)の合計額が補償対象。災害特損では既発生 of 固定費が対象であるため、<u>通常は保険契約の喪失利益の方が災害特損よりも大きくなる。</u> - 災害特損は保険契約上の収益減少額や利益率の計算が不要であり、既発生 of 固定費のみを対象とするため、<u>保険上の損害査定結果に先だって確認可能な場合がある。</u>

*1 「災害による特別損失」の費目*3のうち、一般に保険契約において財物補償および利益補償の対象となる費目のみ掲載。

*2 参考資料：日本公認会計士協会「東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について」(平成23年3月30日) 会長通牒平成23年第1号、佐和周「Q&A 大規模災害時の会計・税務」株式会社中央経済社(2011年9月15日第1版)

*3 日本公認会計士協会「東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について」(平成23年3月30日) 会長通牒平成23年第1号により提示されている「災害による特別損失」の費目。

自然災害包括保険(Nat*CatProtect*) 保険金支払額および 保険金をお支払いしない主な場合

損害保険金の支払額(普通保険約款第8条)

お支払いする損害保険金は、1回の保険事故につき、以下の通りです。
詳細は、自然災害包括保険普通保険約款をご確認ください。

$$\text{損害保険金の支払額}^* = \text{損害保険金として支払うべき損害の額} - \text{免責金額}$$

なお、損害発生時において、損害の生じた保険の対象が所在する敷地内に所在するすべての保険の対象の協定保険価額の合計額が、それらの保険の対象の保険価額の80%より低い場合、利益保険金の支払額は、自然災害包括保険普通保険約款第8条(3)の算式により減額した額となります。

* 算出した額が保険証券記載の損害保険金の支払限度額を超える場合には、その支払限度額を損害保険金としてお支払いします。なお、保険証券に約定することにより、自然災害の規模や大きさに応じて支払限度額や免責額等を設定することが可能です。詳細は本資料14頁をご確認ください。

損害保険金として支払うべき損害の額は、次の①から③の通りです。
ただし、損害の額は、保険の対象ごとに協定保険価額を限度とします。

- ① 保険の対象が建物等、屋外設備・装置等、設備・什器等または車両(車両については契約者または被保険者が所有し、かつ業務の用に供するものに限りまゝ)である場合には、その保険の対象の再調達価額とします。なお、保険の対象が設備または装置である場合には、当会社の承認を得て支出した、保険の対象である設備または装置を再稼働するために必要な、調整費用または試運転費用(副資材、燃料または触媒の費用を除きます。)を損害の額に含めるものとします。
- ② 保険の対象が商品・製品等または車両(車両については商品・製品等に該当するものに限りまゝ)である場合には、その保険の対象の保険価額とします。
- ③ ①または②の規定にかかわらず、保険の対象を修繕できる場合には、保険の対象を保険事故発生直前の状態に復するために必要な修繕費の額をもって損害の額とし、残存物がある場合は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{修繕費} - \text{修繕に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害の額}$$

利益保険金の支払額（普通保険約款第9条）

お支払いする利益保険金は以下の通りです。詳細は、自然災害包括保険普通保険約款をご確認ください。

$$\text{利益保険金の支払額}^* = \text{喪失利益の額} - \text{免責金額}$$

なお、利益保険金の保険金額が、保険事故発生直前12か月間の営業収益に約定補償率を乗じた額の80%に相当する額より低い場合、利益保険金の支払額は、自然災害包括保険普通保険約款第9条(2)②の算式により減額した額となります。

* 算出した額が保険証券記載の利益保険金の支払限度額を超える場合には、その支払限度額を利益保険金としてお支払いします。なお、保険証券に約定することにより、自然災害の規模や大きさに応じて支払限度額や免責額等を設定することが可能です。詳細は本資料14頁をご確認ください。

喪失利益の額は、1回の保険事故につき、以下の通り算出します。

$$\text{喪失利益の額} = \text{収益減少額} \times \text{約定補償率}$$

ただし、補償期間中に支出を免れた経常費がある場合は、右の算式により算出した額を、喪失利益の額から差し引きます。

<収益減少額>

保険事故発生直前12か月間のうち、補償期間に相当する期間の営業収益（標準営業収益）から補償期間中の営業収益を差し引いた額

<約定補償率>

利益率の範囲内で任意に設定可能
利益率は直近の会計年度（1か年間）において、右の算式により算出した割合

$$\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$$

<営業利益>

売上高または生産高のいずれかにより定める営業上の収益。営業利益、経常費および非経常費（変動費）により構成。

災害費用保険金の支払額（普通保険約款第10条）

お支払いする災害費用保険金は以下の通りです。
 詳細は、自然災害包括保険普通保険約款および本資料10～13頁をご確認ください。

$$\text{災害費用保険金の支払額}^* = \text{災害費用の額} - \text{免責金額}$$

* 算出した額が保険証券記載の災害費用保険金の支払限度額を超える場合には、その支払限度額を災害費用保険金としてお支払いします。なお、保険証券に約定することにより、自然災害の規模や大きさに応じて支払限度額や免責額等を設定することが可能です。詳細は本資料14頁をご確認ください。

災害費用の額は、1回の保険事故につき、以下に定める費用の合計額となります。

災害費用とは、自然災害が発生した場合に、営業活動^{*1}の休止または阻害を防止または軽減するために、復旧期間^{*2}内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常支出を要する費用を超える部分

以下は災害費用に含みません。

1. 自然災害の有無にかかわらず、営業活動を継続するために支出を要する費用
2. 財物補償、利益補償において支払うべき費用
3. 損害賠償に要する費用、傷害に関する費用

^{*1} 「営業活動」 企業が経済活動を通じて得る営業収益の主たる発生源となる企業活動。営業収益の発生源をいい、営業外収益の発生源となる営業活動に付随する金融活動や特別利益の発生源となるその他の臨時的な活動を除く。

^{*2} 復旧期間は保険事故発生から12カ月間。

保険金をお支払いしない主な場合ー共通

次に該当する事由に対しては、損害保険金、利益保険金および災害費用保険金をお支払いしません。
 なお、すべての内容を記載しているわけではありませんので、詳細は、自然災害包括保険普通保険約款をご確認ください。

- ウイルス、細菌、原生動物の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、さび、腐敗、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能または困難となる等の損害。ただし、容器、配管等に補償危険に起因して損害が発生したことに伴う漏出による損害については、この規定は適用しません。
- 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止によって生じた損害。ただし、この保険契約に「利益保険金の補償範囲拡大に関する特則」または「災害費用保険金の補償範囲拡大に関する特則」が適用される場合には、この規定は適用しません。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって生じた損害等（これらの事由によって延焼または拡大して生じた損害等を含みます。）
- 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による汚染によって生じた損害等（これらの事由によって延焼または拡大して生じた損害等を含みます。）

損害保険金をお支払いしない主な場合

次に該当する事由に対しては、損害保険金をお支払いしません。

なお、すべての内容を記載しているわけではありませんので、詳細は、自然災害包括保険普通保険約款をご確認ください。

- 保険の対象の紛失または盗難
- 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、その保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- 第1条(損害保険金を支払う場合)(1)の自然事象が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害。ただし、第1条(損害保険金を支払う場合)(2)が適用される場合には、その最後の保険事故の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害とします。

利益保険金・災害費用保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた喪失利益または災害費用に対しては、利益保険金または災害費用保険金をお支払いしません。

なお、すべての内容を記載しているわけではありませんので、詳細は、自然災害包括保険普通保険約款をご確認ください。

- 国または公共団体による法令等の規制
- 保険の対象または敷地外ユーティリティ設備の復旧または営業活動の継続に対する妨害
- 敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- 敷地外ユーティリティ設備に生じた損害により、被保険者が行う電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給が中断、停止または阻害されたために生じた損失
- 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
- 労働争議
- 脅迫行為
- 保険の対象の紛失または盗難
- 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、その保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- 他の利用者による道路等の占拠または利用の妨害

利益保険金・災害費用保険金をお支払いしない主な場合(特則適用時)

「利益保険金の補償範囲拡大に関する特則」適用時の保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた喪失利益に対しては利益保険金をお支払いしません。

なお、詳細は、自然災害包括保険普通保険約款をご確認ください。

- ① 被保険者の営業活動の全部または一部の継続が可能であるにもかかわらず、被保険者または第三者の判断により、継続が可能である営業活動の全部または一部が休止されたときと当社が判断した場合において、その休止により生じた喪失利益。ただし、被保険者または第三者の判断が、喪失利益の発生および拡大の防止を目的としたものであると当社が判断した場合を除きます。
- ② 被保険者の営業活動が休止または阻害された原因が風評によるものと当社が判断した場合
- ③ 保険の対象または敷地外ユーティリティ設備の復旧または営業活動の継続に対する妨害
- ④ 敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- ⑤ 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
- ⑥ 労働争議
- ⑦ 脅迫行為

「災害費用保険金の補償範囲拡大に関する特則」適用時の保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた災害費用に対しては災害費用保険金をお支払いしません。

なお、詳細は、自然災害包括保険普通保険約款をご確認ください。

- ① 被保険者の営業活動の継続が可能であるにもかかわらず、被保険者または第三者の判断により、継続が可能である営業活動が休止または阻害されたときと当社が判断した場合。ただし、被保険者または第三者の判断が被保険者の営業活動の休止または阻害を防止または軽減することを目的としたものであると当社が判断した場合は除きます。
- ②～⑦は同上

Any questions



よくあるご質問

＜損害保険金について＞

1. 残存物取片付け費用は補償に含まれますか？

損害保険金の補償内容ではなく、災害費用保険金の補償内容に含みます。

＜利益保険金について＞

1. 収益減少防止費用は補償に含まれますか？

利益保険金の補償内容ではなく、災害費用保険金の補償内容に含みます。

2. 「利益保険金の補償拡大に関する特則」の適用条件を教えてください。

観測された自然災害強度が保険証券に約定した自然災害強度の値*を超えることが要件となります。

*例： 震度6弱（観測する場所：東京都千代田区大手町の震度観測点）

＜災害費用保険金について＞

1. 残存物取片付け費用は災害費用に含まれますか？

営業活動の休止または阻害を防止または軽減するための費用として、一部の例外*を除き災害費用の対象となります。

*例： 被保険者の保養所が被災した際の残存物取片付け費用など（本資料13頁参照）

2. 収益減少防止費用は災害費用に含まれますか？

営業活動の休止または阻害を防止または軽減するための費用として、災害費用の対象となります。

（続）

よくあるご質問

＜災害費用保険金について（続）＞

3. 災害費用保険金の仮払請求ができる条件を教えてください。

支払限度額の設定に自然災害強度を使用すること*を保険証券に約定し、その自然災害強度の値を超えることが要件となります。

*例：震度6弱（観測する場所：東京都千代田区大手町の震度観測点）以上の場合には支払限度額を10億円とする

4. 「災害費用保険金の補償拡大に関する特則」の適用条件を教えてください。

観測された自然災害強度が保険証券に約定した自然災害強度の値*を超えることが要件となります。

*例：震度6弱（観測する場所：東京都千代田区大手町の震度観測点）

＜自然災害強度について＞

1. 自然災害強度で対象とする自然事象およびその強度は任意に選択、設定できますか？

お客様の自然災害対策の実態に応じ、一定の要件*を満たすと当社が判断する場合には選択、設定することが可能です。

*本資料15-16頁をご確認ください。

2. 「震度」を自然災害強度として設定する場合には、噴火や津波による損失も補償されますか？

地震に加え、噴火や津波を選択し補償することが可能です。

3. 「台風の最大風速」を自然災害強度として設定した場合には、台風による土砂災害、洪水、高潮による損失も補償されますか？

風災に加え、土砂災害、洪水、高潮を選択し補償することが可能です。



Legal notice

©2021 Swiss Re. All rights reserved. You are not permitted to create any modifications or derivative works of this presentation or to use it for commercial or other public purposes without the prior written permission of Swiss Re.

The information and opinions contained in the presentation are provided as at the date of the presentation and are subject to change without notice. Although the information used was taken from reliable sources, Swiss Re does not accept any responsibility for the accuracy or comprehensiveness of the details given. All liability for the accuracy and completeness thereof or for any damage or loss resulting from the use of the information contained in this presentation is expressly excluded. Under no circumstances shall Swiss Re or its Group companies be liable for any financial or consequential loss relating to this presentation.